

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年5月25日同意した。

平成21年6月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 砂池地区
”	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 長尾地区